

育児休業等終了時改定

育児休業または産前産後休業から復職し、育児短時間勤務や育児部分休業を取得したこと等により報酬が減少し、復職前の標準報酬月額と復職後の報酬の間に1等級以上の差がある場合、申出をすることにより復職後の報酬をもとに標準報酬月額を改定することができます。

対 象 者	育児休業等終了日において3歳未満の子を養育する方 ※1
対象となる報酬	育児休業等終了日の翌日が属する月以後3ヶ月の報酬の平均 ※2 (例) 4月1日復職の場合は、4～6月の報酬の平均
改 定 の 時 期	育児休業等終了日の翌日が属する月から4ヶ月目

※1 育児休業等に引き続き産前産後休業や育児休業等を取得する場合は対象外

※2 報酬の基礎となる日数が17日未満である月は除いて算定

(例) 4月20日に復職の場合は、4～6月の報酬が対象となりますが、4月は算定基礎となる日数が17日未満のため、5～6月の報酬の平均になります。

3歳未満の子を養育されている方の年金特例制度

3歳未満の子を養育している組合員が育児短時間勤務等により標準報酬月額が下がった場合に、将来の年金額が低くなることを避けるため、養育開始前の高い標準報酬月額を年金額の計算に適用する制度です。この特例制度の適用を受けるには、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」等の提出が必要です。

対 象 者	3歳未満の子を養育※している組合員 ※養育とは…同居し監護すること。	
特例の基準となる標準報酬月額	当該子の「養育開始日（出生日等）の属する月」の前月の標準報酬月額 (例) 5月1日生まれの子の場合は、4月の標準報酬月額	
特例の適用期間	開始月	「養育を開始した日」の属する月
	終了月	「養育を終了した日」の翌日の属する月の前月
留 意 事 項	- 産前産後休業や育児休業による掛金免除期間中は適用されません。 - 特例の適用期間中に、当該子を養育しなくなったとき、または他の子の産前産後休業や育児休業等による掛金免除を受けるときは、「3歳未満の子を<u>養育しない</u>旨の申出書」を提出してください。	